

# 防災について

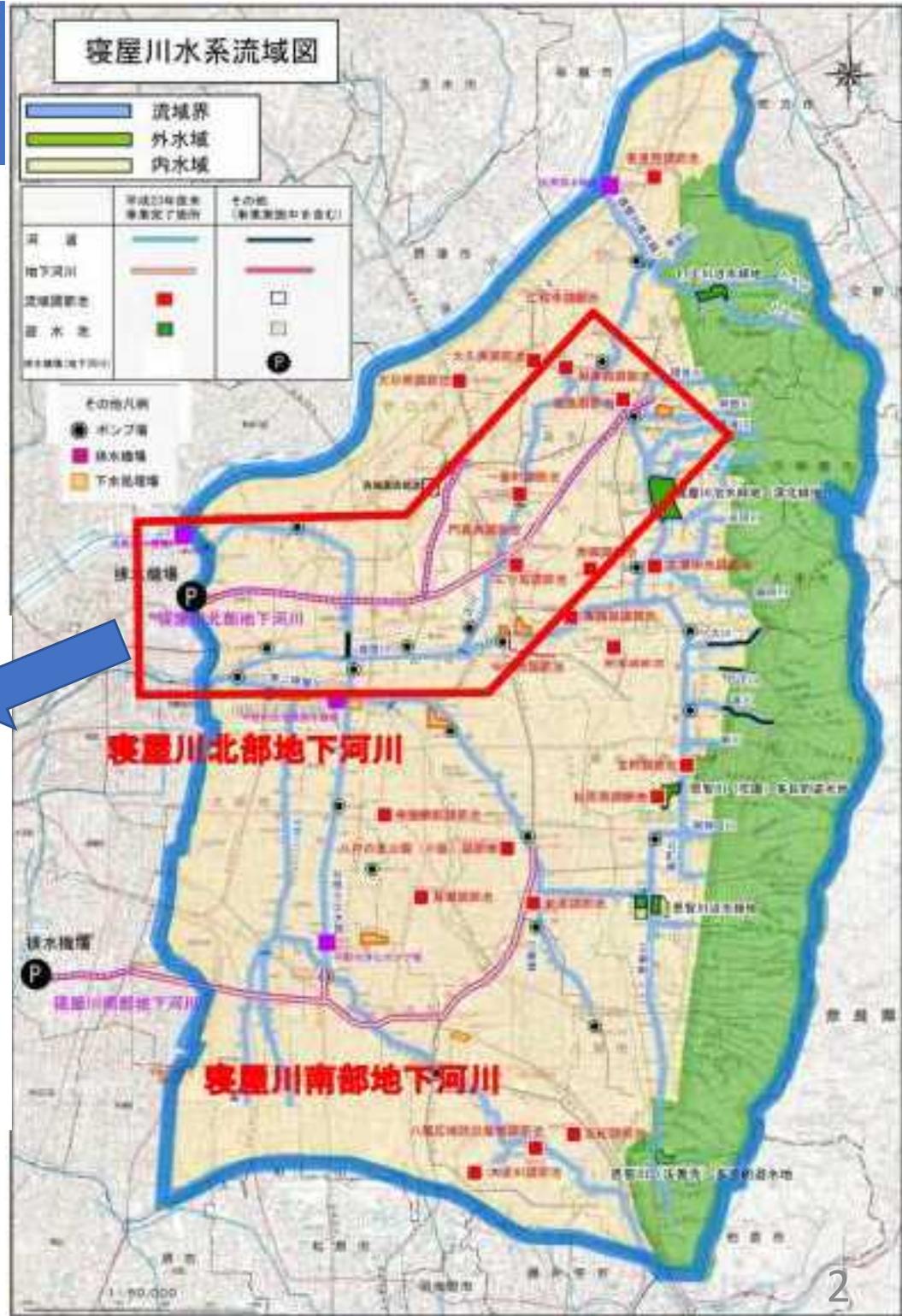
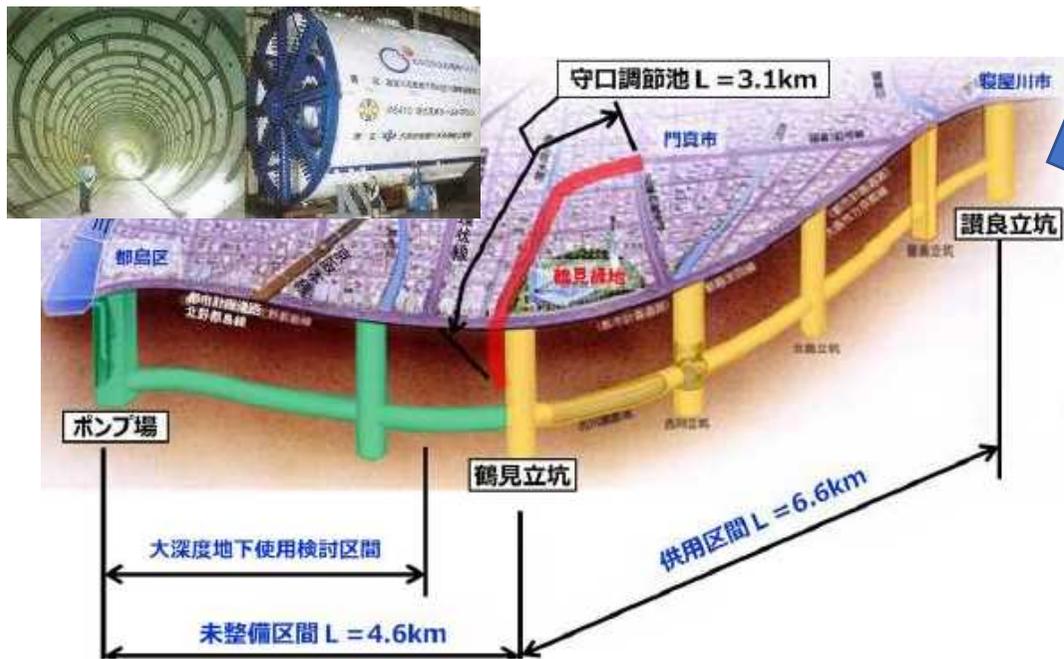
- ①寝屋川流域の浸水対策（大阪府）
- ②大東市災害対策体制について（水害）
- ③大東市の浸水想定区域について
- ④大東市の公共交通網図について
- ⑤他市の検討状況について（浸水）

# 寝屋川流域の浸水対策（大阪府）

出典：大阪府ホームページ

## 寝屋川北部地下河川

延長	放流量	放流先
約14km	250m <sup>3</sup> /S	旧淀川（大川）



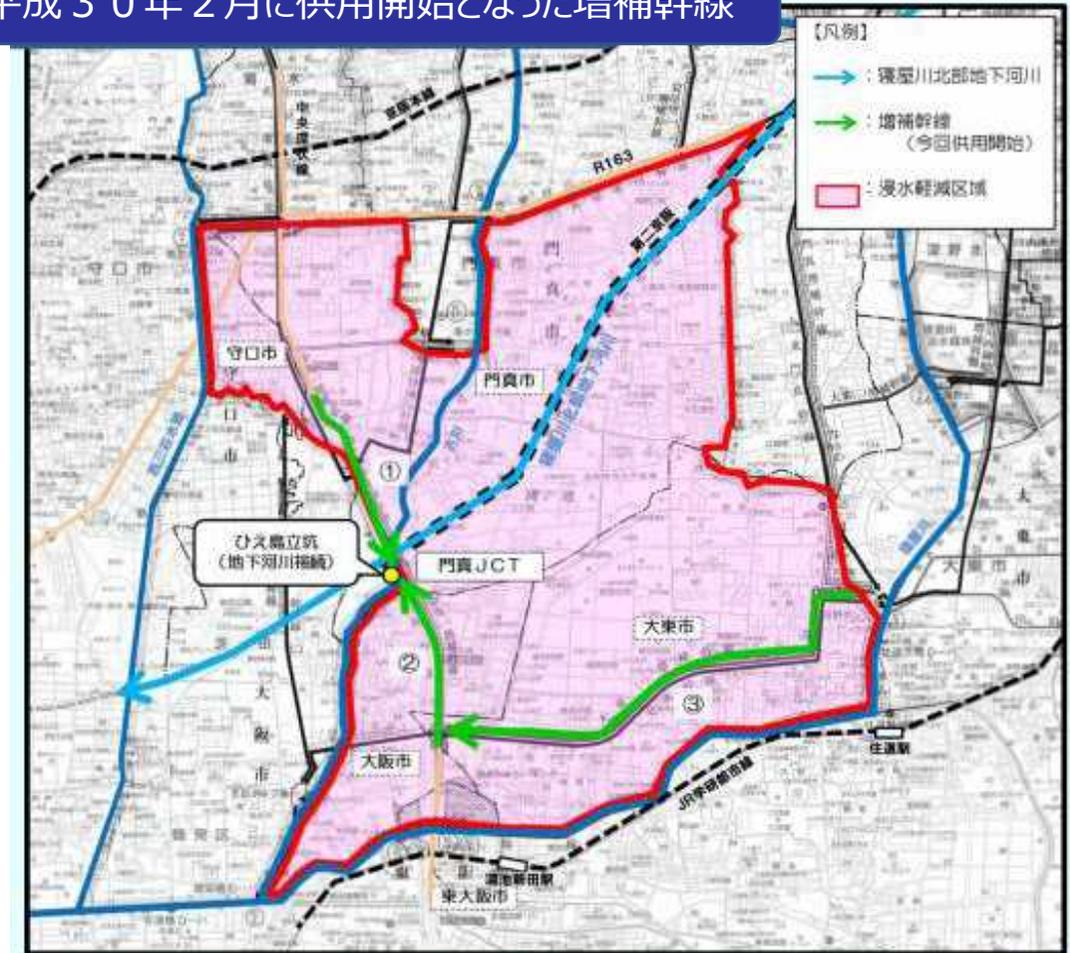
# 寝屋川流域の浸水対策（大阪府）

## 下水道増補幹線

既設の流域下水道幹線の排水能力を超える雨水を取り込み、地下河川へ放流し貯留することで、浸水被害の軽減を図るもの



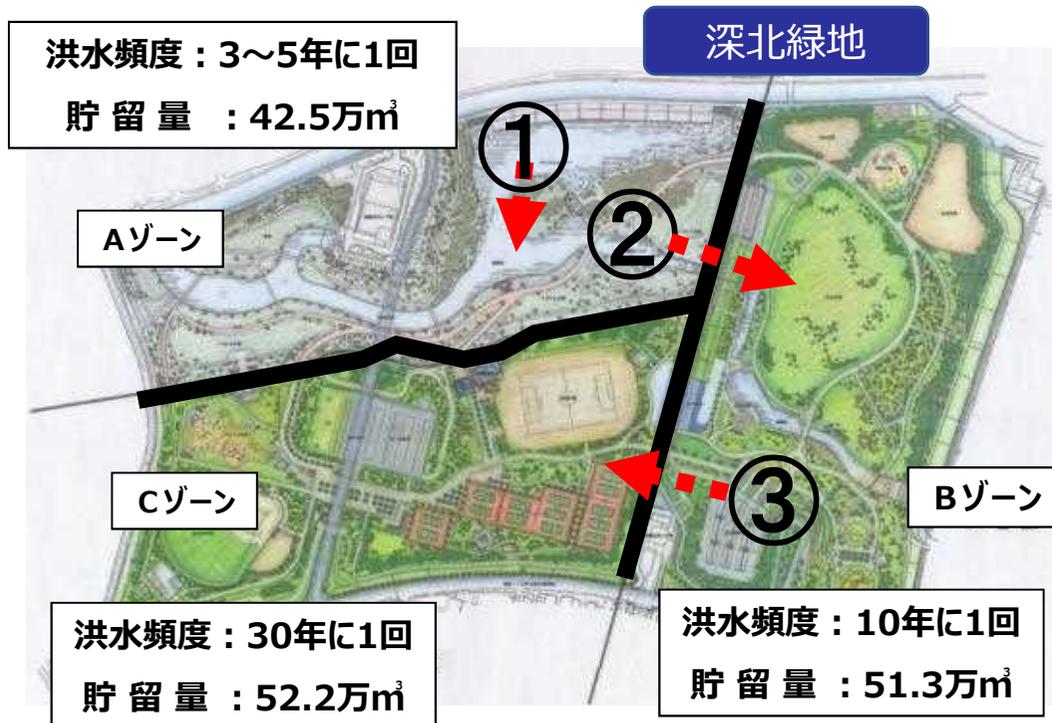
平成30年2月に供用開始となった増補幹線



# 寝屋川流域の浸水対策（大阪府）

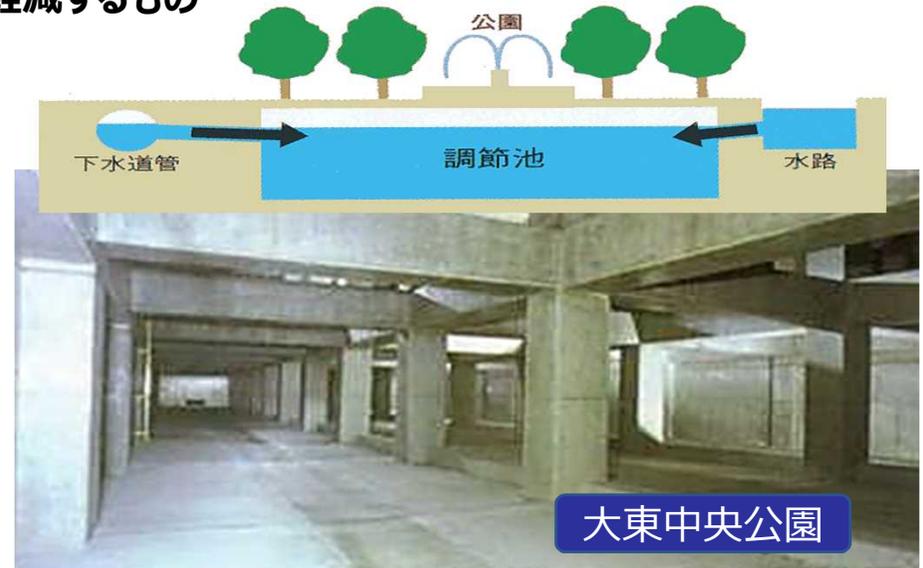
## 遊水地

大雨の時には河川からの洪水を一時貯留することによって、下流河川の水位低下と流量負担軽減を図り、洪水による被害を防止



## 流域調節池

公園や駐車場などの地下に建設する施設で、下水道からの雨水を一時貯留することにより、河川の流量負担を軽減するもの



調節地名	貯留量( $m^3$ )	上面形態	完成(年)
南郷	10,000	公園	H9
東諸福	26,000	公園	H17
大東中央	56,900	公園	H21
朋来	47,000	公園	H22

# 大東市災害対策体制について（水害）

## 災害対策基本法 第23条の2（災害対策本部）

**災害が発生**又は**発生するおそれ**がある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるとき**市長は、災害対策本部を設置**

●組織 災害対策本部長：市長 **本部員：市の職員、消防職員等**

●事務 地域防災計画の定めるところにより、下記の事務を行う。

◇市の**災害に関する情報を収集**

◇市の災害応急対策等を的確かつ迅速に実施するための**方針の作成**、

また、方針に沿って**災害予防及び災害応急対策**を実施

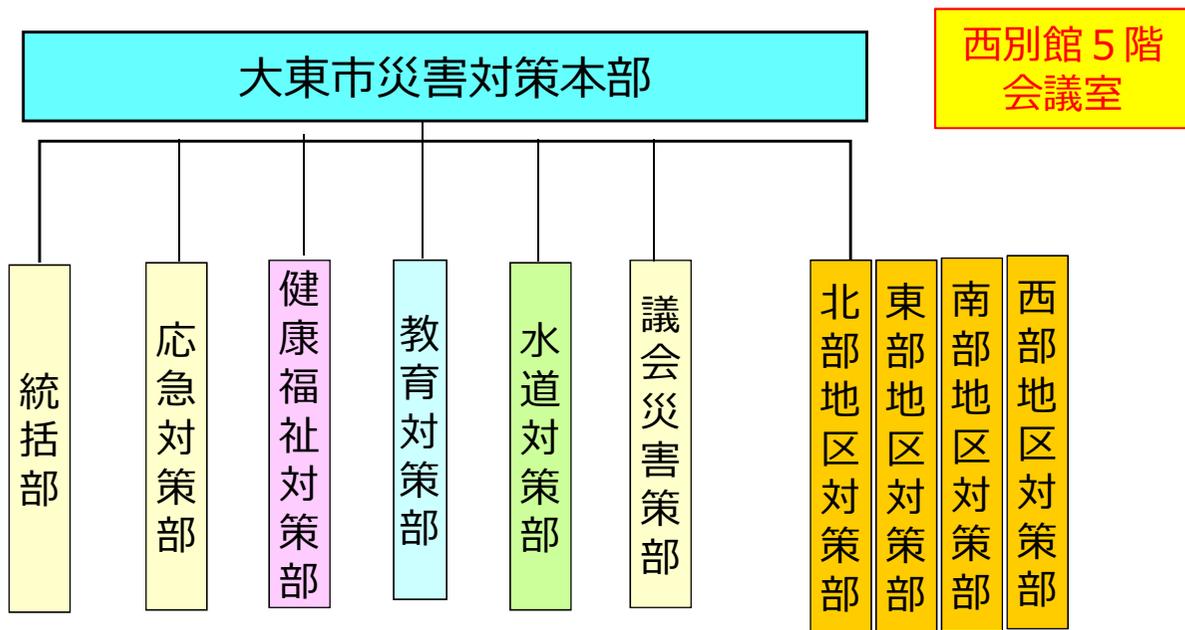
## 災害対策本部設置基準

大雨・洪水・暴風いずれかの**警報**又は警報の有無にかかわらず

① **40mm/h以上**の予測または実況に達したとき

② 積算雨量 **130mm/日以上**の予測または実況に達したとき

# 大東市災害対策体制について（水害）



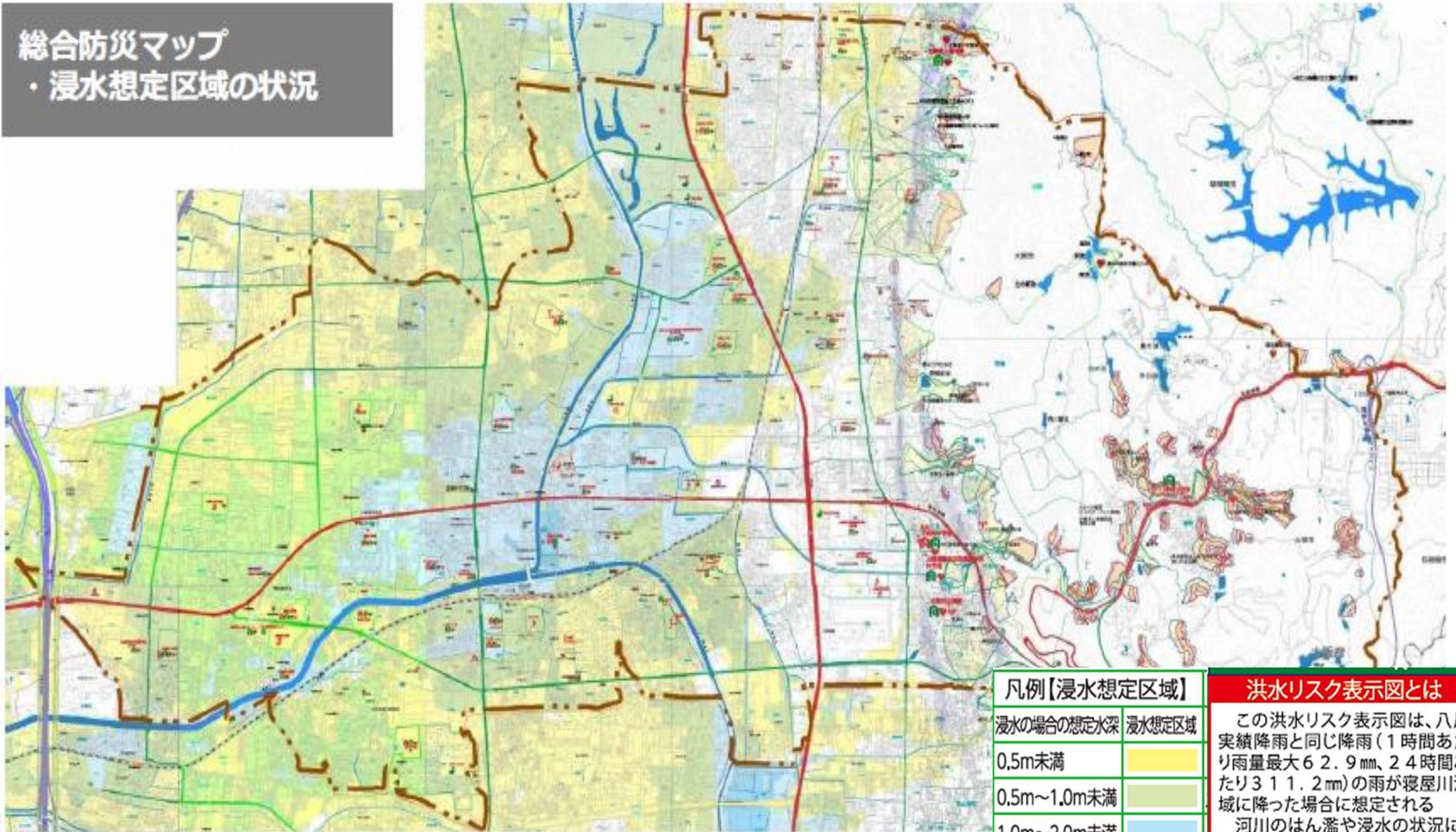
\* 北条人権文化センター、野崎人権文化センター、総合福祉センター、諸福老人福祉センター

配備	設置基準	参集人員
警戒	● 気象予測指標：2	14人
A号	● 大雨・洪水・暴風いづれかの <b>警報</b> ● 気象予測指標：3	67人
B号	● 小規模災害発生等、近隣市で中規模被害が確認 ● 気象予測指標：4	241人
C号	● <b>中規模災害の発生等</b> ● <b>近隣市で大規模な被害が確認</b> ● <b>特別警報発令</b>	全員

気象情報システム [気象予測指標] (観測点： 寝屋川治水緑地)	指標	発令基準
	1	雨量予測または実況が <b>10 mm/h 以上</b> の場合
2	① <b>25 mm/h 以上</b> の予測または実況に達したとき ② 積算雨量 <b>70 mm/日以上</b> の予測または実況に達したとき	
3	① <b>40 mm/h 以上</b> の予測または実況に達したとき ② 積算雨量 <b>130 mm/日以上</b> の予測または実況に達したとき	
4	積算雨量 <b>130 mm/日以上</b> の実況に達し、かつ <b>20 mm/h 以上</b> の予測または実況に達したとき	

# 大東市の浸水想定区域について

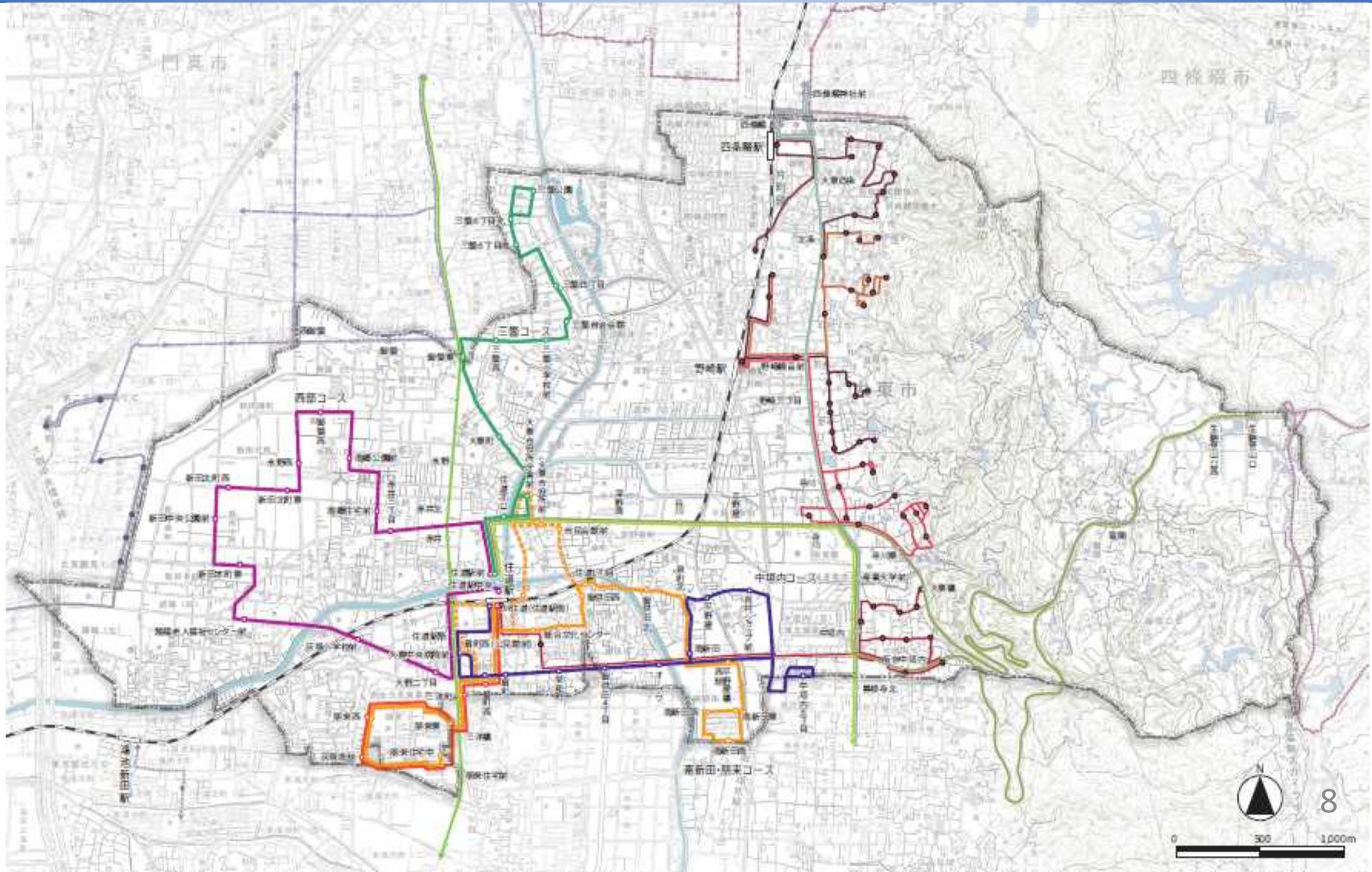
総合防災マップ  
・ 浸水想定区域の状況



凡例【浸水想定区域】	
浸水の場合の想定水深	浸水想定区域
0.5m未満	Yellow
0.5m～1.0m未満	Light Green
1.0m～2.0m未満	Light Blue
2.0m～3.0m未満	Medium Blue
3.0m～4.0m未満	Dark Blue

**洪水リスク表示図とは**  
この洪水リスク表示図は、八尾実績降雨と同じ降雨（1時間あたり雨量最大62.9mm、24時間あたり311.2mm）の雨が寝屋川流域に降った場合に想定される  
河川のはん濫や浸水の状況に、内水はん濫の状況を考慮した場合の浸水の深さを示したものです。  
平成24年3月に大阪府が公表

# 大東市の公共交通網図について

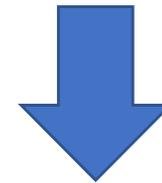
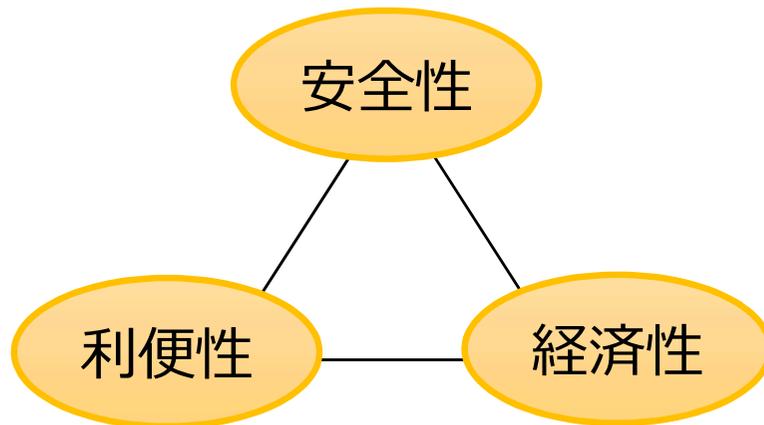


## 他市の検討状況について（浸水）

### 砂川市(北海道)庁舎検討審議会ワーキング会議 ～浸水想定区域内の庁舎建設について～

（意見）

- ・50～100年に一度の対策をどこまでやるべきか
- ・水害だけを考えて立地選定すべきではない。街の活性化との連携が重要
- ・災害時に職員がアクセスしやすい立地
- ・本部機能を移すなど無駄な労力をせずに済む立地が良い
- ・街の活性化と安全性が同時に達成できることが重要
- ・水害時の安全性、早期回復は建物のハード面の整備により対応可能



浸水想定区域内で移転予定

## 他市の検討状況について（浸水）

### 浸水地域外へ移転

#### 田辺市（和歌山県）

津波・浸水想定区域外かつ、市街地に近い場所に早期整備する

民有地購入

### 浸水地域内で現地建替

#### 八幡市（京都府）

浸水想定区域外で新規に用地を取得することが困難

ハード面整備

（浸水想定 6 m）

1階をピロティー・駐車場、窓口を2階に配置  
災害対策本部・機械設備・重要機能を上階に設置  
電気・通信・水道などライフラインの多重化  
ヘリポートの設置  
入口に防潮板を設置